

結果の概要

I 少年鑑別所

1 収容状況

平成24年における全国の少年鑑別所の1日平均収容人員は830人で、前年（861人）に比べ31人（3.6%（前年に対する増減比。以下前年との比較において同じ。））減少している。男女別では、男子が750人（構成比 90.4%）、女子が80人（同 9.6%）となっている。

最近10年間の1日平均収容人員の推移は、第1表のとおりであり、減少傾向にある。

平成15年を100とした指数で見ると、同24年は、総数（男子及び女子の総数。以下総数及び男女別がある表において同じ。）が56（男子 57、女子が 47）となっている。

第1表 1日平均収容人員の推移

区分	平成15年	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
人員	総数	1,485	1,357	1,271	1,178	1,036	986	954	895	861	830
	男	1,316	1,193	1,107	1,041	918	882	853	800	775	750
	女	169	165	165	137	117	104	101	95	86	80
指数	総数	100	91	86	79	70	66	64	60	58	56
	男	100	91	84	79	70	67	65	61	59	57
	女	100	98	98	81	69	62	60	56	51	47

(注) 1 統計表中の指数は小数第1位、構成比は小数第2位を、それぞれ四捨五入している。したがって、合計とその内訳は一致しない場合がある（以下この結果の概要において同じ。）。

2 少年鑑別所の統計表（以下この結果の概要第13表まで同じ。）の1表（少年矯正統計のインターネットによる公表ページにおける統計表番号「12-00-01」。以下同様とする。）参照

2 新収容人員

平成24年における新収容人員は12,547人で、前年（13,189人）に比べ642人（4.9%）減少している。男女別では、男子が11,366人（構成比 90.6%）、女子が1,181人（同 9.4%）となっている。

最近10年間の新収容人員の推移は、第2表のとおりであり、減少傾向にある。

平成15年を100とした指数で見ると、同24年は、総数が54（男子が56、女子が45）となっている。

第2表 新収容人員の推移

区分	平成15年	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
人員	総数	23,063	21,031	19,626	18,171	15,800	15,098	14,565	13,639	13,189	12,547
	男	20,416	18,480	17,085	16,017	14,012	13,504	13,026	12,189	11,834	11,366
	女	2,647	2,551	2,541	2,154	1,788	1,594	1,539	1,450	1,355	1,181
指数	総数	100	91	85	79	69	65	63	59	57	54
	男	100	91	84	78	69	66	64	60	58	56
	女	100	96	96	81	68	60	58	55	51	45

(注) 1 新収容人員とは、調査年において本来の観護の措置、勾留に代わる観護の措置又はその他（勾留状、引致状等による入所）により入所した者をいい、逃走者の連戻し又は施設間の移送による入所の者は含んでいない（用語の解説参照）。

2 1表（12-00-01）参照

3 新収容者の年齢

平成24年における新収容者の人員は11,968人で、前年（12,517人）に比べ549人（4.4%）減少している。男女別では、男子が10,801人（構成比90.2%）、女子が1,167人（同9.8%）である。

新収容者の年齢別人員及び構成比は、第3表のとおりである。調査年（平成24年）の新収容者総数に対する年齢別構成比は、総数で見ると、17歳が20.3%と最も高く、次いで16歳が19.2%、19歳が17.2%の順となっている。

これを男女別に見ると、男子は17歳が20.5%と最も高く、次いで16歳が19.3%、19歳が17.6%の順となっている。他方、女子は15歳が21.8%と最も高く、次いで16歳が18.8%、17歳が17.9%の順となっている。

第3表 新収容者の年齢別人員及び構成比

区 分	総 数	年少 少年	13歳 以下			中間 少年	16歳		17歳	年長 少年	18歳	19歳	20歳 以上
			13歳 以下	14歳	15歳		16歳	17歳					
人 員	総 数	11,968	3,259	126	1,225	1,908	4,727	2,300	2,427	3,982	1,860	2,061	61
	男	10,801	2,836	108	1,074	1,654	4,299	2,081	2,218	3,666	1,707	1,905	54
	女	1,167	423	18	151	254	428	219	209	316	153	156	7
構成比	総 数	100.0	27.2	1.1	10.2	15.9	39.5	19.2	20.3	33.3	15.5	17.2	0.5
	男	100.0	26.3	1.0	9.9	15.3	39.8	19.3	20.5	33.9	15.8	17.6	0.5
	女	100.0	36.2	1.5	12.9	21.8	36.7	18.8	17.9	27.1	13.1	13.4	0.6
前年の構成比	100.0	28.2	1.0	11.1	16.1	38.5	20.1	18.3	33.3	16.1	16.7	0.5	

(注) 1 新収容者とは、少年鑑別所送致の決定により入所した者で、かつ、調査年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう（用語の解説参照）。

2 前年の構成比とは、前年（平成23年）の総数に対する構成比である（以下この結果の概要において同じ。）。

3 5表（12-00-05）参照

4 新収容者の非行名

平成24年における新収容者の非行名別人員及び構成比は、第4表のとおりである。総数の構成比を刑法犯、特別法犯、ぐ犯の別で見ると、刑法犯が83.7%、特別法犯が12.6%、ぐ犯が3.7%となっている。

次に、非行名別の構成比を見ると、最も高いものから窃盗（35.1%）、傷害（23.3%）、道路交通法違反（8.3%）の順となっている。さらに、それぞれの内訳を男女別で見ると、男女ともに窃盗（男子36.1%、女子26.0%）が第1位であることは共通しているが、第2位以降は男女別で相違が見られる。男子は傷害（23.4%）、道路交通法違反（8.9%）、恐喝（5.5%）、女子は傷害（23.1%）、ぐ犯（15.1%）、覚せい剤取締法違反（8.1%）の順となっている。

第4表 新収容者の非行名別人員及び構成比

非 行 名	総 数	構 成 比	男	構 成 比	女	構 成 比
総 数	11,968	100.0 (100.0)	10,801	100.0	1,167	100.0
刑 法 犯	10,019	83.7 (82.5)	9,207	85.2	812	69.6
公 務 執 行 妨 害	128	1.1 (1.0)	122	1.1	6	0.5
放 火	57	0.5 (0.4)	48	0.4	9	0.8
住 居 侵 入	242	2.0 (1.4)	224	2.1	18	1.5
強 制 わ い せ つ ・ 強 姦	361	3.0 (2.1)	351	3.2	10	0.9
殺 人	31	0.3 (0.2)	24	0.2	7	0.6
傷 害	2,792	23.3 (19.9)	2,523	23.4	269	23.1
自 動 車 運 転 過 失 致 死 傷	139	1.2 (1.1)	134	1.2	5	0.4
窃 盗	4,200	35.1 (39.6)	3,896	36.1	304	26.0
強 盗	459	3.8 (3.8)	426	3.9	33	2.8
詐 欺	300	2.5 (2.0)	276	2.6	24	2.1
恐 喝	658	5.5 (5.3)	594	5.5	64	5.5
暴 力 行 為 等 処 罰 に 関 する 法 律	141	1.2 (0.9)	126	1.2	15	1.3
そ の 他	511	4.3 (4.7)	463	4.3	48	4.1
特 別 法 犯	1,509	12.6 (13.9)	1,330	12.3	179	15.3
覚 せ い 剤 取 締 法	138	1.2 (1.4)	43	0.4	95	8.1
道 路 交 通 法	988	8.3 (9.2)	958	8.9	30	2.6
毒 物 及 び 劇 物 取 締 法	26	0.2 (0.2)	21	0.2	5	0.4
そ の 他	357	3.0 (3.1)	308	2.9	49	4.2
ぐ 犯	440	3.7 (3.5)	264	2.4	176	15.1

- (注) 1 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ致死傷、強姦致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含む。
 2 ()内の数は、前年の構成比である。
 3 6表(12-00-06)から8表(12-00-08)まで参照

5 新収容者の入所回数

平成24年における新収容者の入所回数別人員及び構成比は、第5表のとおりである。初入者と再入者(今回の入所を含めて入所2回以上の者)を構成比で見ると、初入者が68.7%、再入者が31.3%である。

第5表 新収容者の入所回数別人員及び構成比

区 分	総 数	初 回	2 回	3 回	4 回	5回以上
人 員	11,968	8,221	2,381	866	297	203
(構 成 比)	(100.0)	(68.7)	(19.9)	(7.2)	(2.5)	(1.7)
前 年 の 構 成 比	100.0	71.4	18.5	6.4	2.2	1.4

(注) 11表(12-00-11)参照

6 新収容者の非行時の身上

平成24年における新収容者の非行時の身上は、第6表のとおりである。総数について、非行時の身上に該当のある者と該当のない者それぞれの構成比を見ると、該当ありが28.7%、該当なしが71.0%となっている。男女別では、該当ありの男子が29.7%、女子が19.0%、該当なしの男子が70.0%、女子が80.7%となっている。

次に、非行時の身上に該当のある者（総数）の内訳ごとの構成比を見ると、1号観察中（18.3%）、2号観察中（8.1%）の順で高く、保護観察中がおおよそ9割を占めている。

第6表 新収容者の非行時の身上及び構成比

区 分	総 数	構 成 比	男	構 成 比	女	構 成 比	
総 数	11,968	100.0 (100.0)	10,801	100.0	1,167	100.0	
該 当 あ り	3,432	28.7 (27.9)	3,210	29.7	222	19.0	
1 号 観 察 中	2,195	18.3 (18.4)	2,056	19.0	139	11.9	
2 号 観 察 中	972	8.1 (6.9)	926	8.6	46	3.9	
試 験 観 察 中	補 導 委 託	31	0.3 (0.4)	26	0.2	5	0.4
	在 宅	181	1.5 (1.5)	158	1.5	23	2.0
刑 執 行 猶 予 中	-	- (0.0)	-	-	-	-	
施 設 在 所 中	53	0.4 (0.7)	44	0.4	9	0.8	
該 当 な し	8,503	71.0 (71.6)	7,561	70.0	942	80.7	
不 詳	33	0.3 (0.6)	30	0.3	3	0.3	

(注) 1 ()内の数は、前年の構成比である。

2 12表(12-00-12)参照

7 新収容者の居住状況

平成24年における新収容者の居住状況別人員及び構成比は、第7表のとおりである。総数についてその構成比を見ると、非行時に家族と居住していた者が84.6%と最も高く、次いでアパート・下宿・間借り・寮が4.1%、知人宅が2.4%の順となっている。

次に、男女別にその構成比を見ると、男女ともに家族と居住（男子85.7%、女子74.0%）が最も高い点では共通しているが、女子の方が男子に比べて家族と居住していた割合が11.7ポイント低くなっている。代わって、知人宅が5.1%（男子2.2%）、アパート・下宿・間借り・寮が4.9%（男子4.0%）、不定が4.3%（男子2.1%）、同棲が3.9%（男子1.2%）の順で男子より高くなっている。

第7表 新収容者の居住状況別人員及び構成比

区 分	総 数	構 成 比	男	構 成 比	女	構 成 比
総 数	11,968	100.0 (100.0)	10,801	100.0	1,167	100.0
家 族 と 居 住	10,123	84.6 (85.2)	9,260	85.7	863	74.0
同 棲	179	1.5 (1.4)	134	1.2	45	3.9
アパ ー ト ・ 下 宿 ・ 間 借 り ・ 寮	486	4.1 (3.7)	429	4.0	57	4.9
住 込 み	51	0.4 (0.4)	46	0.4	5	0.4
作 業 員 宿 舎	27	0.2 (0.2)	25	0.2	2	0.2
知 人 宅	292	2.4 (2.4)	233	2.2	59	5.1
施 設	192	1.6 (1.4)	156	1.4	36	3.1
不 良 者 の 居 所	62	0.5 (0.5)	47	0.4	15	1.3
浮 浪	149	1.2 (1.1)	133	1.2	16	1.4
旅 館 ・ ホ テ ル	16	0.1 (0.1)	8	0.1	8	0.7
不 定	277	2.3 (2.3)	227	2.1	50	4.3
そ の 他	54	0.5 (0.5)	50	0.5	4	0.3
不 詳	60	0.5 (0.8)	53	0.5	7	0.6

(注) 1 ()内の数は、前年の構成比である。

2 16表(12-00-16)参照

8 新収容者の非行名別不良集団関係

平成24年における新収容者の非行名別不良集団関係の構成比は、第8表のとおりである。非行時における不良集団との関係の有無について、総数の構成比を見ると、関係のある者が38.5%、関係のない者が59.7%となっている。なお、非行名別構成比については、不良集団関係の有無にかかわらず窃盗（あり35.6%、なし35.0%）、傷害（あり24.0%、なし23.1%）の順で高くなっており、結果の概要「4 新収容者の非行名」で指摘された傾向と大きく変わらない。

また、不良集団関係の有無の構成比を非行名ごとに見ると、ほとんどが不良集団関係ありの者がなしの者の比率を下回っているものの、道路交通法違反（あり63.9%、なし35.1%）及び毒物及び劇物取締法違反（あり65.4%、なし30.8%）においては、その傾向が逆転している。

第8表 新収容者の非行名別不良集団関係の構成比

非行名	総数	あり	ありの内訳				なし	不詳		
			不良生徒・学生集団	地域不良集団	暴走族	暴力団				
総数	100.0 [11,968]	38.5 [4,604]	10.6 [1,265]	21.0 [2,519]	6.0 [715]	0.9 [105]	59.7 [7,141]	1.9 [223]		
		(100.0)					(100.0)			
刑法犯	100.0	(81.0)	37.2	11.5	20.5	4.4	0.7	(85.5)	60.9	1.8
公務執行妨害	100.0	(1.3)	46.9	3.1	28.1	14.8	0.8	(0.9)	50.0	3.1
放火	100.0	(0.2)	12.3	7.0	5.3	-	-	(0.7)	87.7	-
住居侵入	100.0	(1.5)	28.9	9.9	17.4	0.4	1.2	(2.3)	68.6	2.5
強制わいせつ・強姦	100.0	(0.7)	8.9	4.4	3.6	0.6	0.3	(4.6)	90.3	0.8
殺人	100.0	(0.0)	6.5	-	-	3.2	3.2	(0.4)	93.5	-
傷害	100.0	(24.0)	39.5	14.3	18.5	6.3	0.5	(23.1)	59.2	1.3
自動車運転過失致死傷	100.0	(0.9)	28.8	7.2	15.1	5.0	1.4	(1.3)	67.6	3.6
窃盗	100.0	(35.6)	39.0	11.7	23.6	3.3	0.5	(35.0)	59.4	1.6
強盗	100.0	(4.3)	43.4	11.1	25.3	5.0	2.0	(3.5)	54.5	2.2
詐欺	100.0	(1.3)	20.0	2.3	10.7	3.7	3.3	(3.0)	70.7	9.3
恐喝	100.0	(5.9)	41.5	8.4	25.4	6.5	1.2	(5.2)	55.9	2.6
暴力行為等処罰に関する法律	100.0	(1.4)	46.8	24.8	17.0	5.0	-	(1.0)	51.8	1.4
その他	100.0	(3.8)	34.6	11.5	19.2	2.9	1.0	(4.6)	63.6	1.8
特別法犯	100.0	(16.1)	49.0	4.2	26.0	17.2	1.5	(10.3)	48.9	2.1
覚せい剤取締法	100.0	(0.8)	25.4	1.4	14.5	2.9	6.5	(1.3)	68.1	6.5
道路交通法	100.0	(13.7)	63.9	5.2	32.8	25.4	0.5	(4.9)	35.1	1.0
毒物及び劇物取締法	100.0	(0.4)	65.4	15.4	50.0	-	-	(0.1)	30.8	3.8
その他	100.0	(1.2)	15.7	2.0	9.8	1.4	2.5	(4.0)	81.0	3.4
ぐ犯	100.0	(3.0)	31.1	10.9	15.7	2.5	2.0	(4.2)	67.5	1.4
前年の構成比	100.0		40.5	11.5	21.7	6.1	1.2		57.2	2.4

(注) 1 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ致死傷、強姦致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含む。
 2 []内の数は実人員であり、()内の数は不良集団に関係のある者又は関係のない者の非行名別構成比である。
 3 20表(12-00-20)参照

9 新収容者の薬物等使用関係

平成24年における新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比は、第9表のとおりである。総数について、非行時に薬物等を使用していた者としていない者それぞれの構成比を見ると、使用していた者（第9表中の「あり」）は4.5%、使用していない者（同「なし」）は94.8%となっている。また、男女別に使用していた者の構成比を見ると、男子が3.6%、女子は12.8%となっており、男子に比べて女子の使用率が高くなっている。

さらに、薬物等を使用していた者について、使用薬物の種類別にその構成比を高いものから順に並べると、男子は大麻、覚せい剤、有機溶剤がいずれも0.7%と同率となっているが、女子は覚せい剤が8.2%で第1位、第2位の大麻が1.3%、第3位の有機溶剤が1.2%であり、覚せい剤が高率となっている。

第9表 新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比

区 分	総 数	構 成 比	男	構 成 比	女	構 成 比
総 数	11,968	100.0 (100.0)	10,801	100.0	1,167	100.0
あ り	543	4.5 (4.6)	394	3.6	149	12.8
麻 薬 ・ あ め ん	15	0.1 (0.4)	14	0.1	1	0.1
大 麻	89	0.7 (0.7)	74	0.7	15	1.3
覚 せ い 剤	171	1.4 (1.6)	75	0.7	96	8.2
有 機 溶 剤	90	0.8 (0.9)	76	0.7	14	1.2
そ の 他	178	1.5 (1.1)	155	1.4	23	2.0
な し	11,341	94.8 (94.2)	10,329	95.6	1,012	86.7
不 詳	84	0.7 (1.2)	78	0.7	6	0.5

(注) 1 ()内の数は、前年の構成比である。

2 20表(12-00-20)参照

10 新収容者の鑑別判定別審判決定等

平成24年における新収容者の鑑別判定別審判決定等の人員及び構成比は、第10表のとおりである。鑑別判定別の構成比を見ると、少年院送致が47.4%と最も高く、次いで在宅保護のうち保護観察（以下本項において「保護観察」という。）が38.1%となっている。また、審判決定等別の構成比を総数で見ると、保護観察が43.6%と最も高く、次いで少年院送致が29.3%、試験観察が12.2%の順となっている。

さらに、鑑別判定と審判決定等との一致率を見ると、保護観察が85.3%と最も高く、次いで保護不適のうち検察官送致が69.1%、少年院送致が59.4%の順となっている。

第10表 新収容者の鑑別判定別審判決定等の人員及び構成比

審判決定等 鑑別判定		総数	保護処分			知事・ 児童相 談所長 送致	検察官 送致	審判不 開始・ 不処分	観 護 措置の 取消し	試験 観察	その他		
			保護 観察	児童自立 支援施設 児童送 致	少年院 送致								
人 員	総数	11,968	5,218	246	3,509	54	196	86	1,201	1,458	-		
	保護不要	23	20	-	-	-	-	1	1	1	-		
	在宅保護	保護観察	4,565	3,894	7	47	10	3	30	97	477	-	
		その他	49	13	1	2	19	-	1	-	13	-	
	少年院送致	5,677	1,187	48	3,372	4	37	25	112	892	-		
	児童自立支援施設・児童養護施設送致	児童自立支援施設送致	363	54	187	27	19	-	1	6	69	-	
		児童養護施設送致	110	10	-	17	-	76	3	4	-	-	
	保護不適	検察官送致	110	10	-	17	-	76	3	4	-	-	
		その他	4	-	-	-	-	-	-	4	-	-	
	保留	296	27	2	20	1	26	10	208	2	-		
判定未了	832	6	-	11	1	38	13	761	2	-			
その他	49	7	1	13	-	16	2	8	2	-			
構 成 比	総数	(100.0)	100.0	43.6	2.1	29.3	0.5	1.6	0.7	10.0	12.2	-	
	保護不要	(0.2)	100.0	87.0	-	-	-	-	4.3	4.3	4.3	-	
	在宅保護	保護観察	(38.1)	100.0	85.3	0.2	1.0	0.2	0.1	0.7	2.1	10.4	-
		その他	(0.4)	100.0	26.5	2.0	4.1	38.8	-	2.0	-	26.5	-
	少年院送致	(47.4)	100.0	20.9	0.8	59.4	0.1	0.7	0.4	2.0	15.7	-	
	児童自立支援施設・児童養護施設送致	児童自立支援施設送致	(3.0)	100.0	14.9	51.5	7.4	5.2	-	0.3	1.7	19.0	-
		児童養護施設送致	(0.9)	100.0	9.1	-	15.5	-	69.1	2.7	3.6	-	-
	保護不適	検察官送致	(0.9)	100.0	9.1	-	15.5	-	69.1	2.7	3.6	-	-
		その他	(0.0)	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-
	保留	(2.5)	100.0	9.1	0.7	6.8	0.3	8.8	3.4	70.3	0.7	-	
判定未了	(7.0)	100.0	0.7	-	1.3	0.1	4.6	1.6	91.5	0.2	-		
その他	(0.4)	100.0	14.3	2.0	26.5	-	32.7	4.1	16.3	4.1	-		

(注) 1 ()内の数は、鑑別判定別の構成比である。

2 27表(12-00-27)参照

11 鑑別の受付人員及び終了人員

平成24年における鑑別の受付人員は50,131人で、前年（50,766人）に比べ635人（1.3%）減少している。また、同年の鑑別の終了人員は受付人員（50,131人）の97.0%に当たる48,617人で、前年（49,107人）に比べ490人（1.0%）減少している。

なお、最近5年間の鑑別の受付人員及び終了人員の構成比は、第11表及び第12表のとおりである。

第11表 鑑別の受付人員の構成比

区 分	総 数	家 庭 裁判所 関 係				法務省				一 般
		自 所 収 容 者	在 宅 者	そ の 他	関 係	検 察	矯 正	保 護		
平 成20年	100.0	35.1	34.5	0.6	0.0	17.3	0.0	7.8	9.5	47.5
21	100.0	32.6	32.1	0.5	0.0	16.6	0.0	7.2	9.3	50.8
22	100.0	30.5	30.0	0.5	0.0	20.7	0.0	9.0	11.6	48.8
23	100.0	26.8	26.3	0.4	0.0	20.3	0.0	8.6	11.7	53.0
24	100.0	25.9	25.3	0.5	0.0	18.8	0.0	7.7	11.1	55.3
	(50,131)	(12,962)	(12,701)	(251)	(10)	(9,443)	(10)	(3,847)	(5,586)	(27,726)
対前年増減比(%)	-1.3	-4.6	-4.9	10.1	-9.1	-8.2	42.9	-11.7	-5.8	3.1

(注) 1 ()内の数は実人員である。

2 対前年増減比(%)は、実人員の前年実人員に対する増減比を示す。

3 3表(12-00-03)参照

第12表 鑑別の終了人員の構成比

区 分	総 数	家 庭 裁判所 関 係				法務省				一 般
		自 所 収 容 者	在 宅 者	そ の 他	関 係	検 察	矯 正	保 護		
平 成20年	100.0	32.2	31.6	0.6	0.0	18.1	0.0	8.2	9.9	49.7
21	100.0	29.4	28.8	0.5	0.0	17.5	0.0	7.6	10.0	53.1
22	100.0	27.9	27.4	0.5	0.0	21.4	0.0	9.3	12.1	50.7
23	100.0	24.3	23.8	0.5	0.0	21.0	0.0	8.8	12.1	54.7
24	100.0	23.6	23.1	0.5	0.0	19.4	0.0	7.9	11.5	57.0
	(48,617)	(11,474)	(11,222)	(242)	(10)	(9,424)	(10)	(3,822)	(5,592)	(27,719)
対前年増減比(%)	-1.0	-3.8	-4.1	8.0	-9.1	-8.4	42.9	-11.9	-6.0	3.1

(注) 1 ()内の数は実人員である。

2 対前年増減比(%)は、実人員の前年実人員に対する増減比を示す。

3 3表(12-00-03)参照

12 退所者の退所事由別人員

平成24年における退所者（逃走及び施設間の移送を除く。）は12,705人で、前年（13,151人）に比べ446人（3.4%）減少している。これを男女別に見ると、男子が11,469人（構成比90.3%）、女子が1,236人（同9.7%）となっている。

退所者の退所事由別人員及び構成比は、第13表のとおりである。総数について見ると、保護観察が5,218人と最も多く、次いで少年院送致が3,509人、試験観察が1,458人の順となっている。

第13表 退所者の退所事由別人員及び構成比

区 分	総 数	保 護 処 分			知事・児 童相談所 長 送 致	検 察 官 送 致	審 判 不 開 始 ・ 不 処 分	観 護 措 置 の 取 消 し	試 験 観 察	そ の 他
		保 護 観 察	児 童 支 援 ・ 児 童 施 設	自 立 施 設 送 致						
人員 { 総 数	12,705	5,218	246	3,509	54	196	86	1,201	1,458	737
男	11,469	4,707	197	3,213	43	185	67	1,108	1,281	668
女	1,236	511	49	296	11	11	19	93	177	69
(構 成 比)	(100.0)	(41.1)	(1.9)	(27.6)	(0.4)	(1.5)	(0.7)	(9.5)	(11.5)	(5.8)
前 年 の 構 成 比	100.0	40.9	2.0	26.6	0.5	1.5	0.8	10.4	12.6	4.8

(注) 1表 (12-00-01) 参照

II 少年院

1 収容状況

平成24年における全国の少年院の1日平均収容人員は3,211人で、前年（3,191人）に比べ20人（0.6%）増加している。男女別では、男子が2,906人（構成比90.5%）、女子が305人（同9.5%）となっている。

最近10年間の1日平均収容人員の推移は、第1表のとおりである。これを総数で見ると、減少傾向にある。平成15年を100とした指数で見ると、同24年は総数が68（男子が68、女子が66）となっている。

第1表 1日平均収容人員の推移

区分	平成15年	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
人員	総数	4,726	4,585	4,217	4,017	3,716	3,474	3,579	3,410	3,191	3,211
	男	4,267	4,124	3,729	3,548	3,309	3,083	3,183	3,056	2,866	2,906
	女	459	462	487	469	407	391	396	354	326	305
指数	総数	100	97	89	85	79	74	76	72	68	68
	男	100	97	87	83	78	72	75	72	67	68
	女	100	101	106	102	89	85	86	77	71	66

（注）少年院の統計表（以下この結果の概要第20表まで同じ。）の1表（12-00-01）参照

2 新収容者の人員

平成24年における新収容者の人員は3,498人で、前年（3,486人）に比べ12人（0.3%）増加している。男女別では、男子が3,206人（構成比91.7%）、女子が292人（同8.3%）となっている。

最近10年間の新収容者の人員の推移は、第2表のとおりであり、これを総数で見ると、減少傾向にある。平成15年を100とした指数で見ると、同24年は、総数が60（男子が61、女子が54）となっている。

第2表 新収容者の人員の推移

区分	平成15年	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
人員	総数	5,823	5,300	4,878	4,482	4,074	3,971	3,962	3,619	3,486	3,498
	男	5,283	4,772	4,299	3,996	3,665	3,583	3,544	3,285	3,157	3,206
	女	540	528	579	486	409	388	418	334	329	292
指数	総数	100	91	84	77	70	68	68	62	60	60
	男	100	90	81	76	69	68	67	62	60	61
	女	100	98	107	90	76	72	77	62	61	54

（注）1 新収容者とは、調査年において少年院送致の決定により新たに入院した者をいう（用語の解説参照）。

2 7表（12-00-07）参照

3 新収容者の年齢

平成24年における新収容者の年齢別人員及び構成比（処遇区分別）は、第3表のとおりである。新収容者総数（3,498人）について年齢別構成比を見ると、17歳が21.9%と最も高く、次いで19歳が20.3%となっている。また、男女別で年齢別構成比の高い順に挙げると、男子は17歳、19歳、16歳、女子は17歳、16歳、15歳となっている。

次に、処遇区分ごとに男女の年齢別構成比を見ると、一般短期処遇では男子は中間少年（50.8%）が最も高く、女子は年少少年（42.1%）が最も高くなっている。特修短期処遇では、男子は年長少年（47.2%）が最も高く、女子は14歳及び15歳が各1名のみである。長期処遇では、男子は年長少年（41.4%）が最も高く、女子は中間少年（42.5%）が最も高くなっている。

第3表 新収容者の年齢別人員及び構成比（処遇区分別）

区分	総数	年少少年			中間少年			年長少年						
		13歳以下	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳以上					
人員	総数	3,498	706	9	245	452	1,447	680	767	1,345	634	710	1	
	男	3,206	633	9	228	396	1,326	620	706	1,247	591	655	1	
	女	292	73	-	17	56	121	60	61	98	43	55	-	
構成比	総数	100.0	20.2	0.3	7.0	12.9	41.4	19.4	21.9	38.5	18.1	20.3	0.0	
	男	100.0	19.7	0.3	7.1	12.4	41.4	19.3	22.0	38.9	18.4	20.4	0.0	
	女	100.0	25.0	-	5.8	19.2	41.4	20.5	20.9	33.6	14.7	18.8	-	
	前年の構成比	100.0	22.0	0.2	7.7	14.0	39.9	19.7	20.2	38.1	19.3	18.8	-	
	一般短期処遇	男	100.0	18.9	-	7.0	11.8	50.8	23.1	27.7	30.3	15.2	15.2	-
		女	100.0	42.1	-	5.3	36.8	36.8	21.1	15.8	21.1	7.9	13.2	-
	特修短期処遇	男	100.0	19.4	-	5.6	13.9	33.3	27.8	5.6	47.2	33.3	13.9	-
女		
長期処遇	男	100.0	20.0	0.4	7.2	12.5	38.5	18.0	20.5	41.4	19.2	22.2	0.0	
	女	100.0	21.8	-	5.6	16.3	42.5	20.6	21.8	35.7	15.9	19.8	-	

(注) 1 少年院新収容者における女子の特修短期処遇の人員は例年僅少であり、調査年においても14、15歳に各1名ずつと僅少であったため、構成比から除外した。

2 24表（12-00-24）参照

4 新収容者の少年院の種類及び処遇区分

平成24年における新収容者の少年院の種類及び処遇区分別人員・構成比は、第4表のとおりである。少年院の種類別構成比を見ると、中等が77.9%と最も高く、次いで初等が18.2%、医療が2.3%、特別が1.7%となっている。

次に、処遇区分別構成比を見ると、長期処遇が76.3%と最も高く、次いで一般短期処遇が22.6%、特修短期処遇が1.1%となっている。

第4表 新収容者の少年院の種類及び処遇区分別人員・構成比

処遇区分	種類	人員・構成比				
		総数	初等	中等	特別	医療
総数		3,498	635	2,724	59	80
		(100.0)	(18.2)	(77.9)	(1.7)	(2.3)
一般短期処遇		790	139	651	-	-
特修短期処遇		38	9	29	-	-
長期処遇		2,670	487	2,044	59	80
前年の構成比		100.0	19.9	76.1	1.7	2.2

(注) 1 () 内の数は、新収容者総数(3,498名)に対する構成比である。

2 10表(12-00-10)参照

5 新収容者の非行名

平成24年における新収容者の非行名別人員及び構成比は、第5表のとおりである。総数の構成比を刑法犯、特別法犯、ぐ犯の別で見ると、刑法犯が86.0%、特別法犯が11.2%、ぐ犯が2.7%となっている。

次に、非行名別構成比を見ると、窃盗(33.8%)、傷害(24.0%)、道路交通法違反(7.3%)の順で高くなっている。これを男女別で見ると、構成比の高いものから順に男子は窃盗(35.3%)、傷害(23.8%)、道路交通法違反(7.9%)、女子は傷害(26.4%)、覚せい剤取締法違反(18.5%)、窃盗(17.8%)となっている。

なお、男女別構成比の相違点としては、男子で上位にある道路交通法違反の該当者は全員男子であるほか、女子において上位にある覚せい剤取締法違反、ぐ犯(13.0%)が男子においてはそれぞれ覚せい剤取締法違反が0.8%、ぐ犯が1.8%と少なく、男子の構成比の中では下位にあることなどが挙げられる。

第5表 新収容者の非行名別人員及び構成比

非 行 名	総 数	構 成 比	男	構 成 比	女	構 成 比
総 数	3,498	100.0 (100.0)	3,206	100.0	292	100.0
刑 法 犯	3,010	86.0 (85.1)	2,820	88.0	190	65.1
公 務 執 行 妨 害	27	0.8 (0.7)	27	0.8	-	-
放 火	30	0.9 (0.7)	24	0.7	6	2.1
住 居 侵 入	18	0.5 (0.7)	17	0.5	1	0.3
強 制 わ い せ つ ・ 強 姦	180	5.1 (3.5)	175	5.5	5	1.7
殺 人	21	0.6 (0.5)	17	0.5	4	1.4
傷 害	839	24.0 (19.7)	762	23.8	77	26.4
自 動 車 運 転 過 失 致 死 傷	51	1.5 (1.5)	50	1.6	1	0.3
窃 盗	1,183	33.8 (38.5)	1,131	35.3	52	17.8
強 盗	242	6.9 (7.3)	233	7.3	9	3.1
詐 欺	128	3.7 (2.5)	120	3.7	8	2.7
恐 喝	188	5.4 (5.9)	174	5.4	14	4.8
暴 力 行 為 等 処 罰 に 関 する 法 律	18	0.5 (0.5)	16	0.5	2	0.7
そ の 他	85	2.4 (3.1)	74	2.3	11	3.8
特 別 法 犯	392	11.2 (12.3)	328	10.2	64	21.9
覚 せ い 剤 取 締 法	80	2.3 (3.0)	26	0.8	54	18.5
道 路 交 通 法	254	7.3 (7.5)	254	7.9	-	-
毒 物 及 び 劇 物 取 締 法	12	0.3 (0.3)	10	0.3	2	0.7
そ の 他	46	1.3 (1.5)	38	1.2	8	2.7
ぐ 犯	96	2.7 (2.6)	58	1.8	38	13.0

(注) 1 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ致死傷、強姦致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含む。

2 () 内の数は、前年の構成比である。

3 7表(12-00-07)参照

6 新収容者の入院回数

平成24年における新収容者の入院回数別人員及び構成比は、第6表のとおりである。初入者と再入者(今回の入院を含めて入院2回以上の者)を構成比で見ると、初入者が82.2%、再入者が17.8%となっている。

第6表 新収容者の入院回数別人員及び構成比

区 分	総 数	初 回	2 回	3 回	4 回 以上
人 員	3,498	2,876	535	78	9
(構 成 比)	(100.0)	(82.2)	(15.3)	(2.2)	(0.3)
前 年 の 構 成 比	100.0	84.7	12.8	2.4	0.1

(注) 25表(12-00-25)参照。なお、同表は少年院新収容者の少年院送致歴を計上しているため、今回の入院を除いた入院回数となるが、本表では今回の入院を含めた入院回数を計上している。

7 新収容者の薬物等使用関係

平成24年における新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比は、第7表のとおりである。総数について、非行時に薬物等を使用していた者（表中の「あり」と使用していない者（同「なし」）でそれぞれの構成比を見ると、使用していた者8.8%、使用していない者91.2%となっている。また、使用していた者（8.8%）について、その使用薬物等の総数を構成比で見ると、高いものから順に覚せい剤（3.1%）、有機溶剤（1.7%）、大麻（1.5%）となっている。

次に、使用していた者の構成比を男女別で見ると、男子が7.2%であるのに対し、女子が26.0%であり、男子に比べて女子の使用率が高くなっている。さらに、使用薬物等の種類別構成比を見ると、男子は覚せい剤（1.7%）、有機溶剤（1.6%）、大麻（1.4%）となっており、いずれも1%台であるのに対し、女子は覚せい剤が最も高く（18.5%）、次いで有機溶剤（3.1%）、大麻（2.4%）の順となっており、覚せい剤が高率となっている。

第7表 新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比

区 分	総 数	構 成 比	男	構 成 比	女	構 成 比
総 数	3,498	100.0 (100.0)	3,206	100.0	292	100.0
あ り	307	8.8 (9.2)	231	7.2	76	26.0
麻 薬・あへん	6	0.2 (0.4)	6	0.2	-	-
大 麻	52	1.5 (1.1)	45	1.4	7	2.4
覚 せ い 剤	108	3.1 (3.7)	54	1.7	54	18.5
有 機 溶 剤	61	1.7 (1.9)	52	1.6	9	3.1
そ の 他	80	2.3 (2.0)	74	2.3	6	2.1
な し	3,189	91.2 (90.7)	2,973	92.7	216	74.0
不 詳	2	0.1 (0.1)	2	0.1	-	-

(注) 1 ()内の数は、前年の構成比である。

2 14表(12-00-14)参照

8 新収容者の共犯関係

平成24年における新収容者の共犯関係別人員及び構成比は、第8表のとおりである。総数について、共犯関係がある者とならない者でそれぞれの構成比を見ると、共犯関係がある者57.0%、共犯関係がない者42.4%となっている。また、共犯関係がある者（57.0%）の内訳を構成比の高い順から並べると、遊び仲間（38.9%）、不良集団（9.1%）、学校仲間（4.7%）となっている。

次に、共犯関係がある者の構成比を男女別に見ると、男子が57.5%、女子が50.7%となっており、共犯関係がある者の内訳の構成比については、男女ともに高いものから遊び仲間（男子39.4%、女子33.6%）、不良集団（男子9.6%、女子3.8%）、学校仲間（男子4.8%、女子2.7%）の順となっており、総数の傾向と同様である。

第8表 新収容者の共犯関係別人員及び構成比

区	分	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総	数	3,498	100.0 (100.0)	3,206	100.0	292	100.0
あ	り	1,993	57.0 (59.8)	1,845	57.5	148	50.7
学	校 仲 間	163	4.7 (5.4)	155	4.8	8	2.7
遊	び 仲 間	1,361	38.9 (40.4)	1,263	39.4	98	33.6
職	場 仲 間	30	0.9 (1.1)	27	0.8	3	1.0
施	設 仲 間	15	0.4 (0.7)	14	0.4	1	0.3
親	族	33	0.9 (1.0)	30	0.9	3	1.0
行	き ず り	15	0.4 (0.5)	11	0.3	4	1.4
不	良 集 団	318	9.1 (9.3)	307	9.6	11	3.8
そ	の 他	58	1.7 (1.3)	38	1.2	20	6.8
な	し	1,482	42.4 (40.1)	1,339	41.8	143	49.0
不	詳	23	0.7 (0.1)	22	0.7	1	0.3

(注) 1 ()内の数は、前年の構成比である。
2 21表(12-00-21)参照

9 新収容者の非行時の身上

平成24年における新収容者の非行時の身上別人員及び構成比は、第9表のとおりである。総数について、非行時の身上に該当のある者となない者の構成比を見ると、該当のある者56.9%、該当のない者43.1%である。また、該当のある者(56.9%)について、その内訳ごとの構成比を見ると、1号観察中が36.8%と最も高く、次いで2号観察中が14.9%、試験観察中が4.5%の順となっている。

次に、男女別に該当のある者の構成比を見ると、男子が58.3%、女子が41.1%で、前年(男子57.7%、女子46.2%)に比べ男子は0.6ポイント上昇しているのに対し、女子は5.1ポイント低下している。

第9表 新収容者の非行時の身上別人員及び構成比

区	分	総数	構成比	男	構成比	女	構成比	
総	数	3,498	100.0 (100.0)	3,206	100.0	292	100.0	
該	当 あ り	1,989	56.9 (56.7)	1,869	58.3	120	41.1	
1	号 観 察 中	1,286	36.8 (38.1)	1,205	37.6	81	27.7	
2	号 観 察 中	520	14.9 (12.6)	497	15.5	23	7.9	
試	験 観 察 中	補 導 委 託	19	0.5 (0.7)	15	0.5	4	1.4
		在 宅	139	4.0 (4.2)	127	4.0	12	4.1
刑	執 行 猶 予 中	-	- (-)	-	-	-	-	
施	設 在 所 中	25	0.7 (1.0)	25	0.8	-	-	
該	当 な し	1,509	43.1 (43.3)	1,337	41.7	172	58.9	
不	詳	-	- (-)	-	-	-	-	

(注) 1 ()内の数は、前年の構成比である。
2 16表(12-00-16)参照

10 新収容者の非行時の職業

平成24年における新収容者の非行時の職業別人員及び構成比は、第10表のとおりである。これを構成比で見ると、学生・生徒ではない無職者が34.9%で最も高く、次いで学生・生徒である無職者が31.4%となっている。

第10表 新収容者の非行時の職業別人員及び構成比

区分	総数	事務	販売	サービス職業			農林業	輸送・機械運転	生産工程	建設・採掘	運搬・清掃・包装等	その他の職業	無職者		不詳
				調理関係	接客関係	その他							学生・生徒	その他	
総数	3,498	3	26	16	125	43	14	43	323	467	56	62	1,098	1,222	-
(構成比)	(100.0)	(0.1)	(0.7)	(0.5)	(3.6)	(1.2)	(0.4)	(1.2)	(9.2)	(13.4)	(1.6)	(1.8)	(31.4)	(34.9)	(-)
前年の構成比	100.0	0.2	0.4	1.2	3.4	1.1	0.3	0.7	5.7	10.7	5.2	2.0	32.3	36.8	-

(注) 30表(12-00-30)参照

11 新収容者の教育程度

平成24年における新収容者の処遇区分別教育程度の構成比は、第11表のとおりである。総数について構成比を見ると、昨年同様高等学校中退が最も高く32.6%、次いで中学校卒業が30.4%となっている。また、中学校在学中の者の占める割合は14.6%、高等学校在学中の者の占める割合は18.1%となっている。

次に、各処遇区分ごとに教育程度別の構成比を高い順から並べると次のとおりとなる。一般短期処遇は高等学校中退が35.8%、中学校卒業が24.2%、特修短期処遇は高等学校在学及び中退がいずれも33.3%、長期処遇は中学校卒業が32.6%、高等学校中退が31.9%となっている。

第11表 新収容者の処遇区分別教育程度の構成比

教育程度 処遇区分	総数	中学校					高等					その他
		在学	卒業	その他	不詳	学 校	在学	中退	卒業	不詳		
総 数	100.0	45.1	14.6	30.4	0.1	-	54.1	18.1	32.6	3.4	-	0.8
	(3,498)	(1,577)	(511)	(1,062)	(4)	(-)	(1,893)	(633)	(1,142)	(118)	(-)	(28)
男	100.0	45.1	14.6	30.4	0.1	-	54.1	17.9	32.8	3.3	-	0.9
女	100.0	45.2	15.1	30.1	-	-	54.8	19.9	30.5	4.5	-	-
前年の構成比	100.0	46.9	16.7	30.0	0.2	-	52.2	17.0	32.2	3.0	-	0.9
一般短期処遇	100.0	37.4	13.2	24.2	-	-	61.3	21.0	35.8	4.5	-	1.3
特修短期処遇	100.0	22.2	13.9	8.3	-	-	77.8	33.3	33.3	11.1	-	-
長 期 処 遇	100.0	47.8	15.0	32.6	0.2	-	51.4	16.7	31.9	2.8	-	0.7

(注) 1 ()内の数は、実人員である。

2 28表(12-00-28)参照

12 新収容者の不良集団関係

平成24年における新収容者の処遇区分及び保護者別不良集団関係の構成比は、第12表のとおりである。非行時における不良集団関係の有無について、総数の構成比を見ると、関係のある者47.1%、関係のない者51.5%となっている。不良集団に関係のある者についてその内訳を見ると、地域不良集団が28.4%と最も高く、次いで暴走族が9.1%、不良生徒・学生集団が8.2%となっている。

次に、処遇区分別に不良集団に関係のある者の構成比を見ると、一般短期処遇が50.9%、特修短期処遇が36.8%、長期処遇が46.2%となっている。

なお、保護者別の実数については、実父母1,142人、実父344人、実母1,429人、実父義母84人、義父実母323人、養父（母）27人、その他132人、なし17人となっている。

第12表 新収容者の処遇区分及び保護者別不良集団関係の構成比

処遇区分・保護者		不良集団						なし	不詳
		総数	あり	不良生徒・ 学生集団	地域不良 集団	暴走族	暴力団		
処 遇 区 分	総数	100.0 (3,498)	47.1 (1,649)	8.2 (287)	28.4 (993)	9.1 (319)	1.4 (50)	51.5 (1,802)	1.3 (47)
	一般短期処遇	100.0	50.9	8.5	30.4	11.4	0.6	48.5	0.6
	特修短期処遇	100.0	36.8	13.2	21.1	2.6	-	63.2	-
	長期処遇	100.0	46.2	8.1	27.9	8.5	1.7	52.2	1.6
前年の構成比		100.0	50.1	9.6	29.1	9.6	1.9	48.8	1.0
保 護 者	実父母	100.0	46.2	8.8	25.6	10.5	1.3	52.5	1.2
	実父	100.0	42.7	5.8	27.9	7.3	1.7	56.1	1.2
	実母	100.0	50.9	9.2	30.9	9.2	1.5	47.7	1.4
	実父義母	100.0	51.2	7.1	33.3	10.7	-	46.4	2.4
	義父実母	100.0	42.7	5.0	28.5	8.0	1.2	55.4	1.9
	養父（母）	100.0	22.2	3.7	11.1	-	7.4	77.8	-
	その他	100.0	40.9	7.6	27.3	5.3	0.8	58.3	0.8
	なし	100.0	35.3	5.9	23.5	-	5.9	64.7	-
不詳	

- (注) 1 ()内の数は、実人員である。
 2 31表(12-00-31)及び35表(12-00-35)参照
 3 平成24年は保護者不詳の該当がなかった。

13 新収容者の前回処分及び前回処分から再非行までの期間

平成24年における新収容者の前回処分等は、第13表のとおりである。前回処分がある者となない者について、総数の構成比を見ると、前回処分がある者77.4%、ない者22.6%となっている。また、前回処分がある者の内訳を見ると、保護観察が50.1%と最も高く、次いで審判不開始・不処分が29.7%、少年院送致が16.4%の順となっている。

さらに、それらの者の中で、前回処分後の再非行である者は94.4%に当たる2,556人であり、再非行までの期間を構成比で見ると、6月を超え1年以内の者が24.3%と最も高く、次いで3月を超え6月以内が20.5%、1月を超え3月以内が17.8%となっている。

第13表 新収容者の前回処分及び前回処分から再非行までの期間 (人員及び構成比)

前回処分 から再非行 までの期間	総 数	あり	保護処分			知事・ 児童 相談所 長送致	検察官 送 致	審判不 開始・ 不処分	刑の執 行・執 行猶予 等	なし	不詳
			保 護 観 察	児 童 自 立 支 援 施 設 児 童 施 設 送 致	少 年 院 送 致						
			総 数	男	女						
人員	3,498	2,708	1,358	64	443	14	25	804	-	790	-
	3,206	2,536	1,265	60	418	11	25	757	-	670	-
	292	172	93	4	25	3	-	47	-	120	-
構成比	100.0	77.4	38.8	1.8	12.7	0.4	0.7	23.0	-	22.6	-
	100.0	79.1	39.5	1.9	13.0	0.3	0.8	23.6	-	20.9	-
	100.0	58.9	31.8	1.4	8.6	1.0	-	16.1	-	41.1	-
前年の構成比	100.0	76.6	40.1	1.9	11.1	0.5	0.5	22.4	0.0	23.4	-
処 分 あり	<100>	2,708	1,358	64	443	14	25	804	-		
		(100.0)	(50.1)	(2.4)	(16.4)	(0.5)	(0.9)	(29.7)	(-)		
前回処分後の非行	<94.4> [100.0]	2,556	1,288	58	431	14	21	744	-		
1月以内	[8.4]	214	128	5	21	-	2	58	-		
3月以内	[17.8]	456	244	13	76	2	6	115	-		
6月以内	[20.5]	524	278	7	78	5	4	152	-		
1年以内	[24.3]	620	322	12	118	3	4	161	-		
1年6月以内	[13.5]	345	153	10	83	1	5	93	-		
2年以内	[6.7]	172	74	6	30	-	-	62	-		
2年を超える	[8.8]	225	89	5	25	3	-	103	-		
前回処分前の非行	<5.4>	147	70	1	12	-	4	60	-		
施設在所中の非行	<0.2>	5	-	5	-	-	-	-	-		
不 詳	<->	-	-	-	-	-	-	-	-		

(注) 1 () 内の数は、前回処分ありの者について前回処分別の構成比、< > 内の数は、同じく処分ありの者について前回処分後、前回処分前、施設在所中又は不詳別の構成比、[] 内の数は、前回処分後の非行について再非行までの期間別の構成比である。

2 18表(12-00-18)参照

14 新収容者の非行名別処遇課程等

平成24年における新収容者の非行名別処遇課程等の人員は、第14表のとおりである。処遇課程等別人員について、人員の多いものから順に三つ取り上げると、長期処遇の職業能力開発課程（V）が1,667人、一般短期処遇（S）が790人、長期処遇の生活訓練課程（G）が398人となっている。

さらに、これらの者について非行名の多いものを順に挙げると、長期処遇の職業能力開発課程では窃盗が583人、傷害が371人、道路交通法違反が132人となっており、一般短期処遇（窃盗264人、傷害221人、道路交通法違反96人）においても同様の傾向となっている。ただし、長期処遇の生活訓練課程においては、窃盗が119人、傷害が96人、強盗が51人の順となっている。

第14表 新収容者の非行名別処遇課程等の人員

非 行 名	総 数	短期処遇			長期処遇							
		S	O		G	V	E	H	P	M		
総 数	3,498	828	790	38	2,670	398	1,667	294	231	29	51	
	(100.0)	(23.7)	(22.6)	(1.1)	(76.3)	(11.4)	(47.7)	(8.4)	(6.6)	(0.8)	(1.5)	
刑 法 犯	3,010	704	672	32	2,306	360	1,416	267	200	23	40	
公務執行妨害	27	8	8	-	19	5	13	-	-	1	-	
放 火	30	4	3	1	26	2	10	4	7	-	3	
住 居 侵 入	18	4	4	-	14	1	10	-	3	-	-	
強制わいせつ・強姦	180	25	23	2	155	22	70	29	30	3	1	
殺 人	21	4	4	-	17	5	4	3	2	-	3	
傷 害	839	228	221	7	611	96	371	96	31	7	10	
自動車運転過失致死傷	51	12	11	1	39	3	29	4	2	-	1	
窃 盗	1,183	279	264	15	904	119	583	97	87	6	12	
強 盗	242	46	45	1	196	51	120	12	8	2	3	
詐 欺	128	28	24	4	100	20	75	-	3	-	2	
恐 喝	188	41	40	1	147	26	90	18	9	3	1	
暴力行為等処罰に関する法律	18	4	4	-	14	1	7	1	4	-	1	
そ の 他	85	21	21	-	64	9	34	3	14	1	3	
特 別 法 犯	392	114	109	5	278	33	217	5	10	5	8	
覚せい剤取締法	80	4	4	-	76	13	53	-	4	1	5	
道 路 交 通 法	254	100	96	4	154	12	132	5	2	2	1	
毒物及び劇物取締法	12	-	-	-	12	2	10	-	-	-	-	
そ の 他	46	10	9	1	36	6	22	-	4	2	2	
ぐ 犯	96	10	9	1	86	5	34	22	21	1	3	
前年の構成比	100.0	27.4	26.1	1.3	72.6	9.2	46.1	8.9	6.2	0.6	1.6	

(注) 1 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ致死傷、強姦致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含む。

2 処遇課程等は、用語の解説中「少年院の処遇課程等区分表」参照

3 ()内の数は、新収容者総数に対する処遇課程等ごとの構成比である。

4 16表(12-00-16)参照

15 新収容者の処遇課程等別前回処遇課程等

平成24年における新収容者の処遇課程等別前回処遇課程等の人員は、第15表のとおりである。再入者（前回処遇課程等のある者）622人（新収容者に対する構成比17.8%）について前回と今回の処遇課程等を見ると、前回処遇課程等で最も多い職業能力開発課程（V）の者（278人）の今回の処遇課程等は生活訓練課程（G）が167人と最も多く、次いで職業能力開発課程が97人となっている。次に多い一般短期処遇（S）の者（160人）の今回処遇課程等は、職業能力開発課程が120人と最多で、次いで生活訓練課程が36人となっている。

また前回処遇課程等が、医療措置課程（P及びM）の者（5人）の今回処遇課程等は前回同様であるが、前回は特殊教育課程（H）の者（51人）の今回処遇課程等は、多い順に生活訓練課程（20人）、職業能力開発課程（19人）、特殊教育課程（11人）となっている。

第15表 新収容者の処遇課程等別前回処遇課程等の人員

前回処遇課程等	総数	今回処遇課程等											なし
		あり	短期処遇	S	O	長期処遇	G	V	E	H	P	M	
総数	3,498	622	167	160	7	455	38	278	83	51	1	4	2,876
		(100.0)	(26.8)	(25.7)	(1.1)	(73.2)	(6.1)	(44.7)	(13.3)	(8.2)	(0.2)	(0.6)	
短期処遇	828	1	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	827
S	790	1	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	789
O	38	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	38
長期処遇	2,670	621	167	160	7	454	38	277	83	51	1	4	2,049
G	398	281	36	36	-	245	33	167	25	20	-	-	117
V	1,667	300	127	120	7	173	4	97	53	19	-	-	1,367
E	294	5	3	3	-	2	-	-	2	-	-	-	289
H	231	15	-	-	-	15	1	3	-	11	-	-	216
P	29	4	-	-	-	4	-	3	-	-	1	-	25
M	51	16	1	1	-	15	-	7	3	1	-	4	35

(注) 1 処遇課程等は、用語の解説中「少年院の処遇課程等区分表」参照
 2 ()内の数は、再入者（前回処遇課程等のある者）に対する処遇課程等ごとの構成比である。
 3 34表（12-00-34）参照

16 出院者の人員

平成24年における出院者の人員は3,440人で、前年に比べ185人（5.1%）減少している。これを男女別に見ると、男子が3,142人（構成比91.3%）、女子が298人（同8.7%）となっている。

また、出院事由別に見ると、退院が19人（構成比0.6%）、仮退院が3,421人（同99.4%）となっている。

最近10年間の出院者の人員の推移は、第16表のとおりである。出院事由別の構成比を見ると、平成21年に退院0.6%、仮退院99.4%になって以降、その比率に特段の変化は見られない。

第16表 出院者の人員の推移

区分	平成15年	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
人員	総数	5,789	5,626	5,023	4,799	4,405	4,033	3,892	3,912	3,625	3,440
	男	5,244	5,097	4,497	4,249	3,938	3,626	3,492	3,491	3,289	3,142
	女	545	529	526	550	467	407	400	421	336	298
人員	退院	202	190	137	88	61	39	23	29	24	19
	仮退院	5,587	5,436	4,886	4,711	4,344	3,994	3,869	3,883	3,601	3,421
構成比	総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	退院	3.5	3.4	2.7	1.8	1.4	1.0	0.6	0.7	0.7	0.6
	仮退院	96.5	96.6	97.3	98.2	98.6	99.0	99.4	99.3	99.3	99.4

(注) 1 出院者とは、調査年において退院又は仮退院の事由により出院した者をいう（用語の解説参照）。

2 1表（12-00-01）参照

17 仮退院者の処遇区分別在院期間

平成24年における仮退院者のうち、短期処遇対象者の在院期間別人員及び構成比は、第17表のとおりである。在院期間別の構成比を見ると、一般短期処遇においては、141～161日が54.3%と最も高く、次いで120～140日が29.2%、162～182日が15.6%の順となっている。

また、特修短期処遇においては、57～77日が64.3%であり、次いで78～98日が35.7%となっている。

第17表 仮退院者（短期処遇対象者）の在院期間別人員及び構成比

処遇区分	在院期間		56日	57～	78～	99～	120～	141～	162～	183日
	総数	以下	以下	77日	98日	119日	140日	161日	182日	以上
人員	一般短期処遇	884	-	-	1	-	258	480	138	7
	特修短期処遇	42	-	27	15	-	-	-	-	-
構成比	一般短期処遇	100.0	-	-	0.1	-	29.2	54.3	15.6	0.8
		(100.0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(30.1)	(53.5)	(15.0)	(1.4)
	特修短期処遇	100.0	-	64.3	35.7	-	-	-	-	-
		(100.0)	(-)	(62.2)	(29.7)	(8.1)	(-)	(-)	(-)	(-)

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 41表（12-00-41）及び42表（12-00-42）参照

次に、長期処遇対象者の在院期間別人員及び構成比は、第18表のとおりである。在院期間別の構成比を見ると271～360日が43.5%と最も高く、次いで361～450日が40.1%の順となっている。

第18表 仮退院者（長期処遇対象者）の在院期間別人員及び構成比

在院期間 区分	総数	180日	181～	271～	361～	451～	541～	631～	721日
		以下	270日	360日	450日	540日	630日	720日	以上
人 員	2,495	-	8	1,086	1,000	229	94	34	44
構成比	100.0	-	0.3	43.5	40.1	9.2	3.8	1.4	1.8
(前年の構成比)	(100.0)	(-)	(0.7)	(45.0)	(39.7)	(7.6)	(3.4)	(1.5)	(2.1)

(注) 1 ()内の数は、前年の構成比である。

2 40表 (12-00-40)参照

18 出院者の職業補導

平成24年における出院者の職業補導種目別実施人員及び構成比は、第19表のとおりである。職業補導を受けた者は出院者の93.4%に当たる3,214人である。

次に、職業補導を受けた者(93.4%)について、その内訳を見ると、農業が23.2%と最も多く、次いで溶接が11.2%、木工が10.9%、窯業が10.5%の順となっている。

第19表 出院者の職業補導種目別実施人員及び構成比

種 目	人員	構成比	種目	人員	構成比
総 数	3,440	100.0 (100.0)	事務・ワープロ	222	6.5 (6.8)
木 工	374	10.9 (12.2)	建設機械運転	37	1.1 (1.0)
窯 業	362	10.5 (13.2)	農 業	798	23.2 (15.2)
建 築	4	0.1 (0.2)	土 木 建 築	119	3.5 (4.1)
園 芸	322	9.4 (11.1)	応接サービス	24	0.7 (1.1)
溶 接	385	11.2 (10.7)	手 工 芸	113	3.3 (3.6)
板 金	11	0.3 (0.5)	配 管	8	0.2 (0.2)
職 業 指 導	88	2.6 (4.7)	介 護 サービス	56	1.6 (0.9)
自 動 車 整 備	25	0.7 (0.6)	ク リ ー ニ ン グ	74	2.2 (1.8)
情 報 処 理	52	1.5 (2.7)	理 容	-	- (-)
電 気 工 事	19	0.6 (0.7)	そ の 他	91	2.6 (2.2)
印 刷	7	0.2 (0.2)			
技 術 家 庭	23	0.7 (0.9)	な し	226	6.6 (5.2)

(注) 1 職業補導を二以上受けた場合については、主要なもの一を計上した。

2 ()内の数は、前年の構成比である。

3 45表 (12-00-45)参照

19 出院者の資格・免許

平成24年における出院者の資格・免許種目別取得人員及び構成比は、第20表のとおりである。職業補導に関連のある資格・免許を取得した者は、出院者の50.2%に当たる1,728人である。

次に、職業補導に関連のない資格・免許を取得した者は、出院者の50.9%に当たる1,750人で、前年の構成比（55.3%）に比べ4.4ポイント低下している。

第20表 出院者の資格・免許種目別取得人員及び構成比

種 目	職業補導に関連のあるもの			職業補導に関連のないもの		
	人 員	構 成 比		人 員	構 成 比	
総 数	3,440	100.0	(100.0)	3,440	100.0	(100.0)
ガ ス 溶 接 技 能 講 習	344	10.0	(8.3)	95	2.8	(3.7)
ア ー ク 溶 接 特 別 教 育	102	3.0	(3.9)	14	0.4	(0.6)
手 ア ー ク 溶 接 検 定	130	3.8	(3.9)	1	0.0	(0.1)
半 自 動 溶 接 検 定	12	0.3	(0.1)	-	-	(0.0)
ス テ ン レ ス 鋼 等 溶 接 検 定	3	0.1	(-)	-	-	(-)
珠 算 検 定 (3 級 以 上)	1	0.0	(0.1)	106	3.1	(3.8)
珠 算 検 定 (4 級 以 下)	4	0.1	(0.0)	409	11.9	(12.5)
自 動 車 整 備 士	10	0.3	(0.2)	-	-	(-)
基 本 情 報 技 術 者	2	0.1	(0.3)	-	-	(0.1)
電 気 工 事 士	15	0.4	(0.7)	-	-	(-)
危 険 物 取 扱 者	126	3.7	(2.5)	423	12.3	(15.6)
パ ソ コ ン 検 定	72	2.1	(2.3)	5	0.1	(0.2)
ワ ー プ ロ 検 定	197	5.7	(6.0)	31	0.9	(0.9)
大 型 特 殊 自 動 車 運 転 免 許	46	1.3	(1.3)	-	-	(-)
車 両 系 建 設 機 械 運 転 技 能 講 習	29	0.8	(0.5)	13	0.4	(0.3)
小 型 車 両 系 建 設 機 械 運 転 特 別 教 育	308	9.0	(9.4)	202	5.9	(6.9)
販 売 士	45	1.3	(1.3)	3	0.1	(0.0)
簿 記 検 定	4	0.1	(0.1)	2	0.1	(-)
消 防 設 備 士	2	0.1	(-)	-	-	(0.0)
訪 問 介 護 員 養 成 研 修	41	1.2	(1.0)	-	-	(-)
ク リ ー ニ ン グ 師	10	0.3	(0.4)	-	-	(-)
そ の 他	225	6.5	(6.5)	446	13.0	(10.6)
な し	1,712	49.8	(51.1)	1,690	49.1	(44.7)

- (注) 1 資格・免許を二以上取得した場合は、そのうちの主要なものを計上した。
 2 「職業補導に関連のないもの」の「その他」は、中学校卒業程度認定試験、高等学校卒業程度認定試験（一部科目合格）及び高等学校卒業程度認定試験（認定試験合格）を含む。
 3 ()内の数は、前年の構成比である。
 4 47表(12-00-47)及び48表(12-00-48)参照